

# 公益社団法人愛知県スキー連盟 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 当法人は、公益社団法人愛知県スキー連盟と称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

### (目 的)

第3条 当法人は、スキー・スノーボードの正しい普及とスキー・スノーボード競技の促進発展を期し、広くスポーツ活動の活性化を促進することを通じて、心身にわたる健康増進に寄与するとともに、競技力向上に貢献することを主たる目的とする。

### (事 業)

第4条 その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 各種の競技会を企画及び運営すること。
- (2) スノースポーツの普及啓発に関する行事の企画及び運営すること。
- (3) 競技者の発掘・育成・強化を行うとともに、各種競技会へ愛知県を代表する選手を派遣すること。
- (4) 指導者の養成及び育成を行うとともに、指導者の質的維持活動向上のための研修を行うこと。
- (5) スキー・スノーボード技術を中心としたスポーツ科学の研究を行い、その結果を広く還元すること。
- (6) 事故防止をはじめとして、スノースポーツに関するリスクマネージメントを行うこと。
- (7) オフシーズンを視野に入れた他種目の普及啓発に関すること。
- (8) 全日本スキー連盟に加盟し、会員登録及び同連盟の趣旨に基づいた活動を行うこと。
- (9) 愛知県スポーツ協会に加盟し、加盟団体として同協会の趣旨に基づいた活動を行うこと。
- (10) 正会員、所属会員及び一般会員を登録し、公認会員として認証すること。
- (11) その他、当法人の目的を達成するために必要なこと。

### (公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の主催事業に参加することを目的とした所属団体に属する個人で、所属団体が指名する代表者であるもの
- (2) 所属会員 当法人の主催事業に参加することを目的とした所属団体に属する個人（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 一般会員 当法人の主催事業に参加することを目的とした所属団体に属さない個人
- (4) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項に規定する所属団体とは、愛知県内に所在するスキー団体で当法人の目的に賛同するものとして当法人の理事会の承認を得たものをいう。

#### (入会)

第7条 当法人の主催する事業への参加を目的とした個人は、理事会が別に定める入会申込書、入会金及びその年度の会費を添えて申し込みにより登録を行い、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに、正会員、所属会員又は一般会員となる。

2 賛助会員として入会しようとする個人又は団体は、理事会が別に定める入会申込書、入会金及びその年度の会費を添えて申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに賛助会員となる。

#### (経費等の負担)

第8条 当法人の会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

#### (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が1年以上滞納したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### (会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

#### (種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

#### (構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

#### (权限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任

- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招 集)

第17条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より15日前までに各正会員に対して発する。

(議 長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、筆頭副会長がこれに当たる。

(決 議)

第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代 理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

#### (議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間事務所に据え置く。

2 議長及び出席した理事のうち2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

#### (社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、社員総会において定める社員総会規則による。

### 第4章 役員等

#### (役員の設置等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、1名を筆頭副会長とすることができる。

3 理事のうち、4名以内を副会長とし、3名以内を常務理事とすることができる。

4 第2項の会長及び筆頭副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副会長及び常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

#### (役員の選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、筆頭副会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

#### (理事の職務権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。2 会長は、当法人を代表し、代表理事としてその業務を執行する。

3 筆頭副会長は、会長を補佐し、代表理事として当法人の業務を執行する。

4 副会長は、会長及び筆頭副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、当法人の業務を分担執行する。

5 常務理事は、理事会の決議に基づき、当法人の業務を分担執行する。

6 会長、筆頭副会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結

の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### (役員の報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

#### (役員の取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
  - 3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会規則によるものとする。

#### (役員の責任の一部免除)

第33条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

#### (名誉会長、顧問及びアドバイザーの設置等)

第34条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問及びアドバイザーを置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及びアドバイザーは、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長、顧問及びアドバイザーは、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

#### (名誉会長、顧問及びアドバイザーの職務)

第35条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

### 第5章 理事会

#### (構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (权限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 会長、筆頭副会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
  - (6) 第33条に規定する役員の責任の一部免除

#### (種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年8回以内の範囲で開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

#### (招 集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

#### (議 長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の議長は、筆頭副会長がこれに当たる。

#### (決 議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (決議の省略)

第42条 前条の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

#### (報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び出席した監事は、これに署名又は記名押印をしなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 本部及び委員会

(本部及び委員会)

第46条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、本部及び委員会を設置することができる。

2 本部及び委員会の構成員、任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(基本財産)

第47条 当法人の基本財産は、基本財産として寄附された財産及び理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産とする。

2 前項の財産は、理事会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第4条の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに愛知県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第50条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

#### (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第51条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

#### (定款の変更)

- 第52条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。
- 2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく愛知県知事に届け出なければならない。

#### (解散)

第53条 当法人は、法令で定められた事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第54条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属等)

- 第55条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 当法人は、剩余金の分配を行わない。

#### (特別の利益の禁止)

第56条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

## 第9章 事務局

#### (設置等)

第57条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第58条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

第59条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 雜 則

### (細 則)

第60条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

### (最初の事業年度)

- 1 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成29年7月31日までとする。

### (設立時役員等)

- 2 当法人の設立時代表理事及び役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	加藤宏幸
設立時理事	宮澤市郎
設立時理事	斎藤二郎
設立時監事	多々内基治

### (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

- 3 設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

設立時社員	1	住所	愛知県日進市岩崎町竹ノ山 149-605
		氏名	村上 賴
	2	住所	豊田市近岡町馬場瀬 45 番地
		氏名	後藤吉伸

### (法令の準拠)

- 4 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

## 附 則

- 1 この定款は、公益認定法第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。
- 2 この定款の一部変更は、令和2年9月24日から施行する。

